

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年6月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。昭和42年10月に結婚しA市区町村に転居した後、市区町村役場で国民年金の未納期間があることを指摘され、未納期間の保険料を全て納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人は結婚した昭和42年10月に国民年金の任意加入被保険者となる手続を行っていることが確認できることから、納付意識は高かったと認められ、当該手続の時点で納付可能である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年9月30日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年9月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和54年6月30日から同年9月30日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。雇用保険被保険者離職票における同社の離職日は同年9月29日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和54年9月29日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和54年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者6人全員（申立人を含む。）の記録は、同年12月6日付けで同年10月からの定時決定が取り消され、同年6月30日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年5月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。

私は、平成8年4月頃、勤務していた会社を退職したため、A市区町村（現在は、B市区町村）役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、同市区町村役場の窓口で納付したはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月頃、A市区町村役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間中の平成9年1月から基礎年金番号制度が導入されており、基礎年金番号の付番方法については、付番対象者確認時において年金制度に加入しておらず、8年12月以前に年金制度に加入していた者の場合は、その時点における直近加入制度の記号番号を基礎年金番号とすることとなっていたところ、オンライン記録により、申立人については、同年4月21日に資格喪失した厚生年金保険の記号番号がそのまま基礎年金番号とされていることが確認できることから、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同資格を再取得した9年6月23日までの間である申立期間においては、国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成9年1月以降の期間については、前述の基礎年金番号制度導入に伴い、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。
しかし、給料支払明細書からも分かるとおり、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人から提出された給料支払明細書及び事業主の証言から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記給料支払明細書により、申立人は、申立期間において「厚生年金」として毎月 5,000 円を給与から控除されていることが確認できるが、このことについてA社に照会したところ、事業主から、給料支払明細書の「厚生年金」欄の 5,000 円はB退職金共済の掛金である旨、当該掛金は全額事業主負担であるため、同額を給与に上乗せして支給していた旨、及び厚生年金保険については、会社が適用を受けていないため加入していないことを申立人の入社時に説明している旨の回答が得られた。

さらに、申立人に係るB退職金共済の加入状況等について、C機関に照会したところ、掛金月額 5,000 円が平成 5 年 5 月から 10 年 2 月まで納付されており、同年 4 月に 31 万 1,000 円の退職金を支払っている旨の回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。